

## 令和元年度高知県後発医薬品使用促進等対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県後発医薬品使用促進等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、後発医薬品の使用及び医薬品の適正化使用を促進するために、全国健康保険協会高知支部（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 重複多剤投薬等通知事業
- (2) 通知効果検証事業

### (補助率、補助対象経費及び補助基準額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率、補助対象経費及び補助基準額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金交付申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業について、事業内容を変更しようとする場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、交付の決定を受けた補助金の額の20パーセント以内の減額については、この限りでない。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) この補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30

日を経過した日又は当該年度の3月27日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を提出して知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示をするものとする。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第6号から第9号まで、第7条、第8条第3項及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
重複多剤投薬等通知事業	事業の実施に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、業務費（通信運搬費）、委託料並びに使用料及び賃借料	1,125,000 円 以内	10 分の 10 以内
通知効果検証事業			

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。